



山梨県

第5次募集

山梨県省エネ・再エネ設備 導入加速化事業費補助金 [中小企業者等]

山梨県では、原油価格等の高騰に直面する県内事業者の皆様のエネルギーコスト削減を支援するため、省エネルギー設備、再生可能エネルギー設備の導入に要する経費の一部を補助します。

申請受付期間

令和7年4月21日(月)～令和7年6月13日(金)

※申請受付期間前(令和7年4月20日以前)の消印日のものを受付できません。

補助対象設備

省エネ
設備

- ・照明設備
- ・高効率空調
- ・業務用給湯器等

補助率
2/3以内

1事業所あたり、
上限 **300万円**
下限 **15万円**

再エネ
設備

- ・太陽光発電設備
- ・蓄電池
- ・太陽熱利用設備

1事業所あたり、
上限 **600万円**
下限 **100万円**

(太陽熱利用設備は下限25万円)

※令和8年2月10日(火)までに、設備導入から支払いまで完了する必要があります。

補助対象者

中小企業者等

※過去に交付決定を受けたことがある事業所であっても、再度申請することができます

申請要領

申請方法や補助対象となる事業者・設備の条件など、詳細については、
専用ホームページ掲載の申請要領(中小企業者等用)をご確認ください。

<https://yamanashi-energy.com>



お問い合わせ (受付時間: 平日9時～17時)

省エネ・再エネ設備導入加速化事業費補助金事務局
TEL 055-242-6260

補助金の不正受給
に関する注意喚起

「虚偽の申請による不正受給」、「補助金の目的外利用」や「補助金受給額を不当に釣り上げ、関係者へ報酬を配賦する」といった不正な行為が判明した場合は、交付決定取消となるだけでなく、補助金交付済みの場合、加算金を課した上で当該補助金の返還を求めます。また、不正な行為が判明した場合は、申請者の名称や不正内容の公表等を受けることや「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」第29条に基づき、5年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金または両方に処せられる可能性があります。